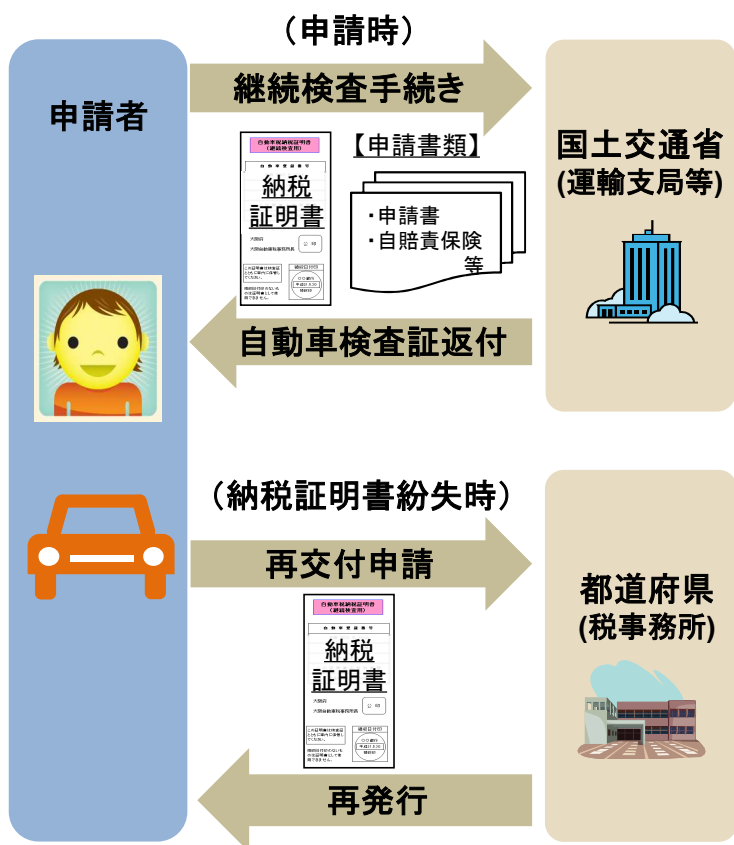


平成27年4月から、車検の際、 運輸支局窓口での自動車税納税証明書の提示を 省略できるようになります！

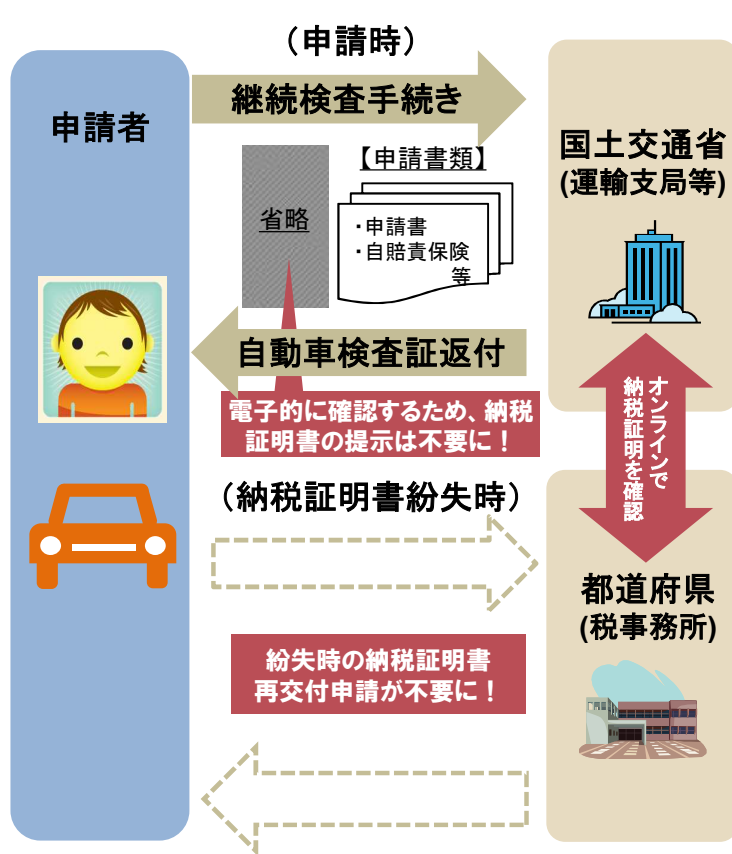
※自動車税に未納があると、これまでどおり車検は通りません。

※軽自動車、バイクについては、これまでどおり納税証明書の提示が必要です。

■平成27年3月末までの申請の流れ



■平成27年4月以降の申請の流れ



【ご注意ください】 ～ 以下に該当する方は、納税証明書の提示が必要です ～

○ 軽自動車、バイクの車検を受けられる方

○ コンビニ等で自動車税を納付後、ただちに車検を受けられる方

※自動車税の納付方法により、当該納付情報が都道府県のシステムに反映されるまで相応の日数がかかる場合があります。

詳細は各行政県税事務所・自動車税事務所にお問い合わせください。